

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、その約款を認めるところによります。この約款に定めのない事項については、法又は一般的に適用される慣習によります。

2 当社が法令に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（契約の締結）

2 この約款で、「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者が自らの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者があるべき運送又は宿泊等のサービスの内容並びに旅行者と当社との間で支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この約款で、「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の外洋を含みます。

3 この約款で、「通常回数」とは、当社が提供するクリップカード会員（以下「提携会社」）と、当社との間でカード会員登録による支払いを受けた受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等又は債務が履行されざる日以降に別途定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、当社が受注型企画旅行契約の旅代金等又は第12条第1項、第16条第1項（後段）、第19条第2項（定められた方法によつて支払うことを内容とする受注型企画旅行契約）に従つて決済することをいいます。

4 この約款で、「手配」又は「手配料」とは、旅行者が又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の額又は支払債務を履行すべき日をいいます。

5 この約款で、「手配代理」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の額又は支払債務を履行すべき日をいいます。

第2章 契約の締結

（企画書面の交付）

第5条 当社は、当社が受注型企画旅行契約に応じて、旅行者が当社の定める旅行日程に従つて、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引受けます。

（手配代理者）

第4条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当つて、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第3章 契約の内容

（企画書面の交付）

第5条 当社は、当社が受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があつたときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿つて作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 旅行者と当社との間で、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を示すことがあります。

（契約の申込み）

第6条 第1条の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 第6条第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかるべきと、会員登録その他の当社を事由にした手配がなされません。

3 第1項の申込みは、旅代金（その内訳として企画料金を含みます。）又は取扱料金等とは違はずの旅代金の一部と見なされます。

4 受注型企画旅行の実態に際し、特別な考慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出でてくださいとのとき、当社は可能な範囲内に応じます。

5 第6条第1項の企画書面に記載された企画の内容に關し、当社が特約の別置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

1) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は团体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

2) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクリップカードが効用である等の旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。

3) 旅行者が暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、暴力団等その他の反社会的勢力を認めるとき。

4) 行動が暴力的、暴虐的、暴動的、運動、宿泊機関等の旅行サービスの運営の安全や運送の安全等に係る運送又は宿泊等の行為を行つたとき。

5) 旅行者が、旅行の実態に際し、特別な考慮を必要とする行為又はこれらと連なる行為を行つたとき。

6) その他の当社の業務上の都合があるとき。

（契約の成立時期）

第8条 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第6条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通報の前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に郵便又は手配にて送付されるものとします。

（企画書面の交付）

第9条 当社は、前項の定めに依る契約の成立後直ちに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

2 当社は、第5条第1項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を前項の企画書面において明示します。

3 当社は、企画書面に記載により手配し旅費を管理する義務を負う旅行サービスの範囲に記載します。

（確定書面）

第10条 第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名稱を記載できない場合には、当該契約書面において利用できる宿泊機関及び旅行計画に重要な運送機関の名稱を記載して列挙した上で、当該契約書面交付の前日（旅行開始日を除く）にあらかじめ旅行者に提出する旨に記載した上で、当該契約書面交付の前日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合には、前項の規定に依る「確定書面」を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の場合において、旅行者の使用する旅券等の提出の権利を有する場合は、当社が提出する旨に記載します。

3 第1項の確定書面に記載するところにより当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲に記載するところに限ります。

（確定書面の交付方法）

第11条 当社は、前項の確定書面を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするとき旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に付する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に付随して、清掃・通信技術を利用する方法により当該記載書面の交付をなすことを確認します。

2 旅行契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードによる所定の旅券の旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払を受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更する上に求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の意に応じます。

2 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運動、宿泊、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令。当初の運送計画にない運送サービスの提供その他の当社の開港しない得られない事が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な運送を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめお問い合わせに当該運送機器に備えられたファイル（専ら当社が旅行者の行方不明に対するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行の金額の変更）

受注型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について費用を受ける運賃・料金（以下この項において「運賃・料金」といいます。）が、著しく経済状況の変遷等により受注型企画旅行の運送機関の交付の仕事に、運送機関の運送料金に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、前項の規定により所定の旅券の金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減少することができます。

2 当社は、前項の定めところにより旅行代金を支払うときは、当社が支払うべき運送機関の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を変更するときは、同項の定めところにより旅行代金の額を変更します。

3 当社は、第1項の規定の適用とところにより旅行代金を支払うときは、当該金額を前項の範囲内に旅行代金の額を変更するときは、当社が支払うべき運送機関の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を変更することができます。

4 当社は、前項の定めところにより旅行代金を支払うときは、当社が支払うべき運送機関の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を変更します。

5 当社は、前項の規定の適用とところにより旅行代金を支払うときは、当社が支払うべき運送機関の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を変更するときは、当該金額を前項の範囲内に旅行代金の額を変更することができます。

（旅行の交換）

第15条 当社は、前項の規定に基づいて旅行代金を当社に支払つて受注型企画旅行契約を解除することができます。契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となつたとき。

2 旅行者と当社との間で、旅行代金の支払を認めようとするときは、当社が定めた用に所定の事項を満足する上に、所定の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を支払つて当社に支払はれます。

3 第1項の契約の他の地位の譲渡は、当社の書面があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約の他の地位の譲り受けた第三者は、旅行者が当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

第16条 旅行者は、いつでも第1項に定める取消料を当社に支払つて受注型企画旅行契約を解除することができます。契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となつたとき。

2 旅行者と当社との間に、旅行代金の支払を認めようとするときは、当社が定めた用に所定の事項を満足する上に、所定の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を支払つて当社に支払はれます。

3 第1項の契約の他の地位の譲渡は、当社の書面があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約の他の地位の譲り受けた第三者は、旅行者が当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

（旅行の交換）

第17条 旅行者は、いつでも第1項に定める取消料を当社に支払つて受注型企画旅行契約を解除することができます。契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能となつたとき。

2 旅行者と当社との間に、旅行代金の支払を認めようとするときは、当社が定めた用に所定の事項を満足する上に、所定の旅券の金額の範囲内に旅行代金の額を支払つて当社に支払はれます。

3 第1項の契約の他の地位の譲渡は、当社の書面があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約の他の地位の譲り受けた第三者は、旅行者が当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

4 当社が旅行者に対し、第10条第1項の規定により旅行代金を支払はれたとき。

5 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

6 天災地変、戦乱、暴動、運動、宿泊、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令。

7 その他の事由が生じた場合において、旅行の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

8 当社が旅行者に対し、第10条第1項の規定により旅行代金を支払はれたとき。

9 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

10 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

11 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

12 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

13 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

14 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

15 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

16 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

17 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

18 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

19 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

20 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

21 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

22 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

23 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

24 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

25 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

26 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

27 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

28 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

29 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

30 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

31 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

32 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

33 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

34 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

35 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

36 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

37 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

38 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

39 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

40 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

41 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

42 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

43 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

44 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

45 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

46 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

47 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

48 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

49 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

50 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

51 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

52 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

53 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

54 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

55 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

56 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

57 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

58 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

59 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

60 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

61 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

62 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

63 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

64 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

65 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

66 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

67 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

68 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

69 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

70 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

71 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

72 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

73 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

74 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

75 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

76 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

77 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

78 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

79 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

80 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

81 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

82 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

83 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

84 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

85 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

86 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

87 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

88 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

89 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

90 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

91 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

92 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。

93 第14条第1項の規定の適用により旅行代金が支払はれたとき。